

【 令和 7 年度神奈川県水素ステーション整備費補助金 】
翌年度も継続して事業を実施する場合の取扱い

神奈川県環境農政局脱炭素戦略本部室

神奈川県水素ステーション整備費補助金は、原則、単年度に完了する水素ステーション整備事業を対象としていますが、単年度では事業全体の完了が困難であり、かつ全事業期間の事業費及び各年度の発生経費を明確に区分した事業計画（一般社団法人次世代自動車振興センターに申請した事業計画と同一のもの）が提出された場合に限り、当該年度の該当計画分に対する補助申請を可能とします。

この場合、翌年度の補助金の交付決定を保証するものではないため、各年度に補助金の申請を行い、交付決定を受けた後に事業を実施する必要があります。また、翌年度に事業を取りやめた場合（事業廃止）は、既に交付した補助金の返還が必要となりますので、注意してください。

また、各年度の補助金申請額は、各年度の予算の定めによる額を超えることはできません。翌年度も継続して事業を実施する場合の補助上限額は、当該年度の予算の定めによる額と初年度に確定された補助金額の差額となります。

[翌年度も継続して事業を実施する場合の申請の方法]

- ① 各年度に交付申請を行い、事業計画書（事業全体の計画書）と実施計画書を提出してください。
- ② 事業計画書において、複数年度にまたがる工事等がある場合や、各年度における工事等の名称が同一又は類似している場合は、その内訳において各年度の実施内容の差異を明確に区分する必要があります。
- ③ 実施計画書は、事業計画書に対応したものである必要があります。
- ④ 各年度の事業は、知事の指定する期日（令和 7 年度は令和 8 年 3 月 24 日（火））までに完了しなければなりません。

[加算額の考え方]

水素ステーション整備事業を翌年度も継続して実施する場合、各年度の補助対象経費の割合に応じ、当該年度の予算で定める加算額（令和 7 年度分は 700 万円）を按分の上、加算します。この場合、1 案件当たりの加算額の総額は、事業最終年度の予算の定めによる加算額を超えることはできません。